

令和元年度 担い手経営相談会（12月）開催要領

※申込締切を延長しました

群馬県担い手育成総合支援協議会

（群馬県農業経営相談所）

群馬県農業経営相談所では、認定農業者等が抱える個々の経営課題の解決を支援する取り組みを行っています。このたびは担い手支援策の一環として、経営の法人化や税務、雇用改善、経営分析、流通・販売、融資等様々な分野の担い手支援スペシャリスト（税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等）による無料相談会を、日本政策金融公庫と合同で開催します。

本開催から5S・社員教育接遇マナーに関する相談、ならびに群馬県よろず支援拠点のコーディネーターによるIT・ホームページ等の活用の相談項目を追加しました。

1. 対象者

認定農業者（農業法人を含む）等の担い手。家族・構成員等も可。

2. 相談項目…【対応者】

- (1) 農業経営の法人化に関する相談…【税理士】
- (2) 農業経営に関する消費税・記帳・決算の助言…【税理士】
- (3) 雇用、労務管理、社会保険等の相談…【社会保険労務士】
- (4) 経営分析や診断・新規事業計画等の助言…【中小企業診断士】
- (5) 青果物流通、販売に関する相談…【元市場関係者】
- (6) 農産加工品等の商品化、デザイン開発の相談…【専門家】
- (7) 農業金融、融資に関する相談…【日本政策金融公庫職員】
- (8) 5S・社員教育接遇マナー…【中小企業診断士】（18日のみ）
- (9) IT・ホームページ等の活用の相談…【群馬県よろず支援拠点コーディネーター】

3. 相談形式等

上記(1)～(9)ごとに、専門家による相談ブースを設置します。

各ブースは、相談者1組あたり原則1時間の入れ替わり制です。円滑な運営のため、事前に相談者ごとに来場時間帯を指定させていただきますのでご承知置き下さい。

各相談者は、同一参加日以内に3項目まで相談可能です。4項目以上希望する場合は、別途お問合せ下さい。なお、(1)・(2)は、ともに税理士が対応する項目ですので、両項目を合計1時間で相談いただくことは可能です。

4. 日程・会場等

開催日時	会場	申込締切
12月17日(火) 13:00～16:00	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 「群馬県公社総合ビル」1階 西研修室	令和元年 12月1日 (日)
12月18日(水) 13:00～16:00	〃 東研修室	

5. 申込方法

別紙「令和元年度 担い手経営相談会(12月)相談申込書」にご記入のうえ、締切までにFAX・電子メール等で、群馬県担い手育成総合支援協議会へお申込み下さい。

申込み内容に応じて、主催側から後日、来場時間帯をご連絡します。

6. 問合せ

群馬県担い手育成総合支援協議会（群馬県農業経営相談所）

【事務局：（一社）群馬県農業会議 新保】

〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル

TEL:027-280-6171 / FAX:027-255-6461 / E-mail : gmnintei@gnkaigi.jp